

昭和二十三年政令第六十四号

船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令
内閣は、港域法（昭和二十三年法律第七十五号）附則第二項の規定に基き、ここに港域の特例に関する政令を制定する。

1 国土交通大臣が船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第三項ただし書の規定により港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域と異なる区域を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、交通政策審議会又は地方交通審議会の議を経なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により港の区域を定めた場合には、これを告示しなければならない。

附 則

この政令は、港域法施行の日（昭和二十三年七月十六日）から、これを施行する。

附 則（昭和四〇年六月二二日政令第二一九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二年六月七政令第三二二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二〇年七月一八日政令第三二二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、改正法の施行後は、改正法による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（改正法第一条の規定による改正前の国土交通省観光庁長官 設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四十九条第九十六号に掲げる事務 に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四十九条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四十九条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）に係る事務（不当労働行為に係るものに限る。）に係る場合に限る。）	不当労働行為事件が係属する船員地方労働委員会の所在地を管轄する都道府県労働委員会

七	船員地方労働委員会（旧設置法第四十九条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法に係る事務（不当労働行為に係るものを除く。）に係る場合に限る。）	労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四十九条第九十六号に掲げる事務のうち労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に係る事務に係る場合に限る。）	労働争議が発生した地域を管轄する都道府県労働委員会（当該労働争議が二以上の都道府県にわたるものであるときは中央労働委員会）
九	船員地方労働委員会（旧設置法第四十九条第九十六号に掲げる事務のうち地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）に係る事務に係る場合に限る。）	地方公営企業又は特定地方独立行政法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会
十	船員地方労働委員会（旧設置法第四十九条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に係る事務に係る場合に限る。）	当該船員地方労働委員会の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
十一	船員地方労働委員会（旧設置法第四十九条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（十の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	当該船員地方労働委員会の所在地を管轄区域とする地方運輸局に置かれる地方交通審議会
十二	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四十九条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	労働争議が発生した地域を管轄する都道府県知事（当該労働争議が二以上の都道府県にわたるものであるときは厚生労働大臣）
十三	旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされているものを除き、改正法の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。	
十四	旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改正法の施行の日前にその手続がされていないものについては、改正法の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。	